



しあわせ信州

長野県産業労働部  
令和6年7月1日現在

## 長野県中小企業融資制度のご案内

新  
設

# 経営健全化支援資金 (新型コロナ借換向け)

ご融資条件	貸付限度額	【設備・運転の合計】 1億円
	金利	年1.6%
	貸付期間	【設備・運転】 10年以内（据置1年）
	貸付対象者	経営力強化保証を利用する方であって、セーフティネット保証5号に該当し認定を受けて既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金※を借り換える方  ※長野県新型コロナウイルス感染症対応資金（ゼロゼロ融資） 経営健全化支援資金（新型コロナ向け伴走支援型）等
	信用保証料	0.32%以内 (事業者選択型制度を利用の場合は、0.73%以内)

その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 既往の新型コロナウイルス感染症関連保証の一括借換可※ (同一金融機関内に限る) ※既往のお借入れが対象となるかはお取引のある金融機関にご相談ください</li><li>・ 事業行動計画書の作成及びその実行状況報告が必要</li></ul>
-----	--

本制度に関するお問い合わせ先：長野県産業労働部経営・創業支援課（TEL026-235-7200）

# よくあるお問合せ



## 経営力強化保証とは何ですか？

中小企業者様の資金調達にあたって、金融機関等が中小企業者様の**事業計画の策定支援**や**継続的な経営支援**を行うことで、**経営力の強化を図る**ことを目的とした信用保証制度です。そのため、本制度をご利用いただく場合には、事業行動計画書を策定していただく必要があります。



## 申請に必要な書類を教えてください。

- ① **セーフティネット5号認定書（写し可）**
- ② **事業行動計画書**
- ③ **「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書**など

※具体的にどのような資料が必要となるかは、各金融機関へご相談ください。



## 申請の流れはどのようになりますか？

以下のような流れとなります。

まずは**お取引のある金融機関にご相談**ください。

